

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請受付を開始します

社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付が貸付限度額に達している等、特例貸付の利用ができない世帯に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には生活保護の受給などにつなげるため、国の支給要領に基づき「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。

### 1 対象

社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等で、収入・資産・求職活動要件等を満たす世帯（生活保護受給世帯を除く）

#### ■収入要件：申請月における世帯の収入合計額が次の金額を超えないこと

| 世帯員数 | 収入額      | 世帯員数 | 収入額      |
|------|----------|------|----------|
| 1人   | 137,700円 | 6人   | 372,000円 |
| 2人   | 194,000円 | 7人   | 417,800円 |
| 3人   | 241,800円 | 8人   | 453,800円 |
| 4人   | 283,800円 | 9人   | 490,800円 |
| 5人   | 324,800円 | 10人  | 526,800円 |

#### ■資産要件：申請日における世帯の金融資産（預貯金及び現金）の合計額が次の金額以下であること

| 世帯員数 | 金額         |
|------|------------|
| 1人   | 504,000円   |
| 2人   | 780,000円   |
| 3人以上 | 1,000,000円 |

#### ■求職活動等要件：今後の生活の自立に向けて、以下のいずれかの活動を行うこと

- ①公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。
- ②就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと。

※その他、不正な手段による申請等の不支給要件に該当しないこと。

2 支給額（月額） 単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

3 支給期間 支給決定から3か月間

#### 4 申請期限及び申請方法

7月13日以降、対象となる可能性がある世帯に対して市から申請書類を個別に送付予定。

申請は郵送による受付。申請期限は8月31日（火）（当日消印有効）

5 対象世帯数（見込） 約5,000世帯

#### 6 お問い合わせ窓口

川崎市自立支援金コールセンター

ナビダイヤル 0570-066-155

問合せ先

川崎市健康福祉局 生活保護・自立支援室 吉濱

電話 044-200-1190